小規模事業者持続化補助金

賃金引上げ枠の申請に係る誓約書

　令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜一般型＞（以下、「本補助金」という。）の賃金引上げ枠に申請するにあたり、下記１～５までの事項について誓約します。

１．本補助金の申請及び報告において虚偽の記載をしないこと。

２．本補助金の補助金事務局（全国商工会連合会）が定める小規模事業者持続化補助金＜一般型＞交付規程第２９条の規程により、「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告（様式第１４）」（以下、「状況報告」という。）を補助金事務局が指定する期日までに提出すること。

３．補助事業終了から１年後において、申請時に選択した「給与支給総額増加（※１）」又は「事業場内最低賃金引上げ（※２）」の要件を満たすこと。

　　※１　補助事業完了後の１年間において、給与支給総額を１．５％又は３．０％以上増加させること（被用者保険の適用拡大の対象であり、制度改革の任意適用を受けている場合は１．０％又は２．０％以上増加）

　　※２　補助事業完了から１年後、事業場内最低賃金を地域別最低賃金より３０円又は６０円以上の水準にすること

４．状況報告を提出しなかった又は申請時に選択した「給与支給総額増加」若しくは「事業場内最低賃金引上げ」の要件が満たされなかったことにより、全国商工会連合会会長から補助金の返還の指示があった場合、その指示に従い補助金を全額返還すること。

５．本補助金の交付規程及び公募要領等に従うこと。

年　　　月　　　日

法人名（法人の場合）

代表者又は個人事業者の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（※自署または記名捺印）

別紙

●賃金引上げを実現するための計画

＜賃金引上げ計画＞

（記載例）本補助金を活用した商品紹介パンフレットの作成及び配布により、来店者数及び売上高が30％増加すると見込んでいる。さらに現在所有している設備では、稼働時に2人の作業員が必要であるが、新たに導入する予定の機械では1人の作業員で事足りることから、生産コストが10%程度減ることが想定される。以上のことから、補助事業終了時には、売上総利益が20%上昇する見込みであり、確保した利益を従業員の給与支給総額2％の賃金引上げに活用する。

※両面印刷で活用してください。

※「賃上げの計画」については手書きでなくて構いません。